

職保発 0330 第 4 号
令和 5 年 3 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇 用 保 険 課 長

配偶者からの暴力被害に伴う転居による離職に係る
雇用保険制度上の取扱いの周知について

標記については、令和 4 年 12 月 26 日に開催された第 3 回 DV 対策抜本強化局長級会議（議長：小倉内閣府特命担当大臣（男女共同参画））において取りまとめられた「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」において、「配偶者から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した場合について、雇用保険制度上の特定理由離職者として取り扱う方向で整理し、令和 4 年度内に都道府県労働局に対して通知を発出する。」とされたことを受け、令和 5 年 3 月 30 日付け職発 0330 第 7 号『雇用保険業務に関する業務取扱要領』の一部改正についてにおいて、その取扱いの具体的な基準、手続き等を示したところである。

については、配偶者からの暴力被害に伴う転居による離職に係る雇用保険制度上の取扱いについて、別添リーフレットの労働局ホームページへの掲載、雇用保険窓口における説明等により、対象となる者に対して周知徹底に努められたい。

雇用保険法第33条の正当な理由のある離職者に関するお知らせ
配偶者から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため転居したことにより離職された方の取扱いについてお知らせします。

令和5年4月1日以降に、以下の理由により離職された方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限を受けないこととしました。

＜「特定理由離職者」となる方＞

配偶者から暴力を受け、加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転したことにより離職した方

上記取扱いは、裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し又は婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行が確認できた場合に限り
ます。

住所または居所を移転したことの確認は、住民票（住民票記載事項証明書）や運転免許証、マイナンバーカードなど転居前後の住居所及び転居日が分かる書類により確認します。

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

■お問い合わせ先

ハローワーク●● 電話●●